

第2章 志木市の現状

1 志木市の概要

(1) 志木市の概況

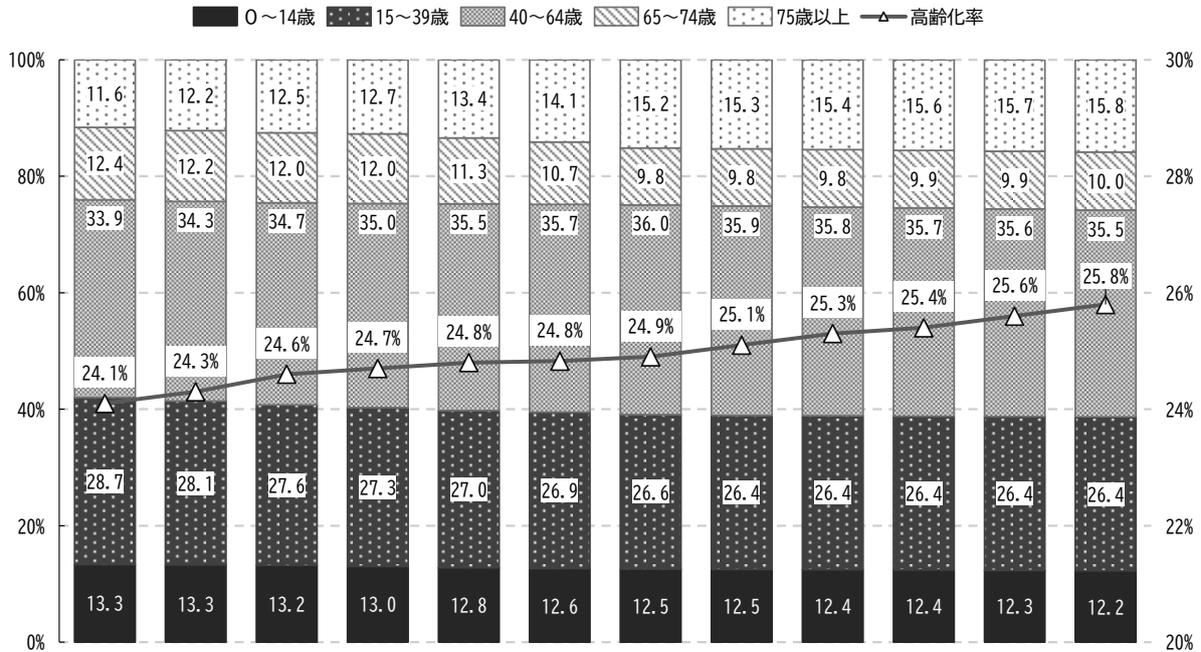
本市は、埼玉県南西部に位置し、東は荒川を隔てさいたま市に、南西は朝霞市・新座市及び三芳町に、北は富士見市に接する面積 9.05km² の市です。市の中心を東西に流れる新河岸川と柳瀬川、東に流れる荒川と3つの川がシンボルとなった水と緑、人と自然が調和した都市であり、本町、柏町、幸町、館、上宗岡、中宗岡、下宗岡、の7地区に分かれています。



(2) 人口及び国保被保険者の推移

①年齢区別の人口比率の推移

本市の総人口は、平成30(2018)年から令和5(2023)年まで7万6千人台を推移しており、微増で推移していくことが予測されています。また、令和元(2019)年には、75歳以上(後期高齢者)の人口が65～74歳(前期高齢者)の人口を上回り、今後も、75歳以上(後期高齢者)の人口の増加と高齢化率は増加することが予測されています。



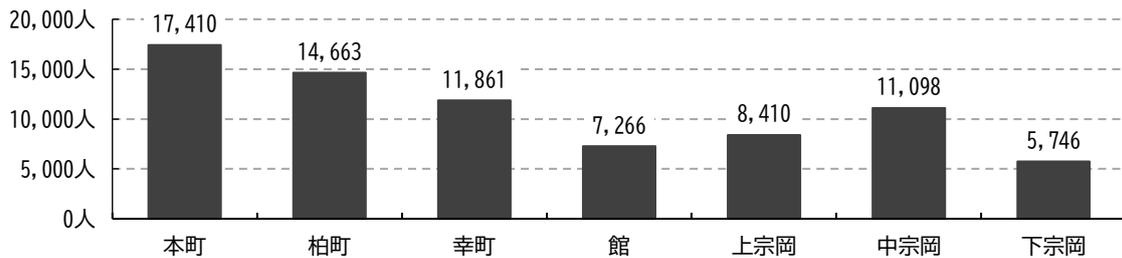
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
総人口	76,225	76,485	76,454	76,712	76,414	76,438	76,931	77,017	77,091	77,181	77,262	77,347
75歳以上	8,862	9,316	9,587	9,762	10,273	10,799	11,662	11,779	11,896	12,016	12,132	12,251
65～74歳	9,471	9,301	9,190	9,183	8,645	8,177	7,508	7,548	7,585	7,623	7,662	7,700
40～64歳	25,872	26,209	26,512	26,869	27,094	27,285	27,722	27,667	27,613	27,558	27,506	27,449
15～39歳	21,860	21,496	21,094	20,917	20,636	20,538	20,447	20,359	20,383	20,403	20,429	20,451
0～14歳	10,160	10,163	10,071	9,981	9,766	9,639	9,634	9,632	9,590	9,548	9,503	9,460

注)令和5(2023)年までは毎年10月1日人口。令和6(2024)年以降は、住民基本台帳人口に対し国立社会保障・人口問題研究所による人口推計変化率を用いた推計値。

【出典】志木市健康政策課資料

②地区別の人口

地区別の人口(令和4(2022)年10月現在)をみると、本町地区が17,410人と最も多く、下宗岡地区が5,746人と最も少なくなっています。



【出典】志木市総合窓口課

(3) 国保被保険者の構成

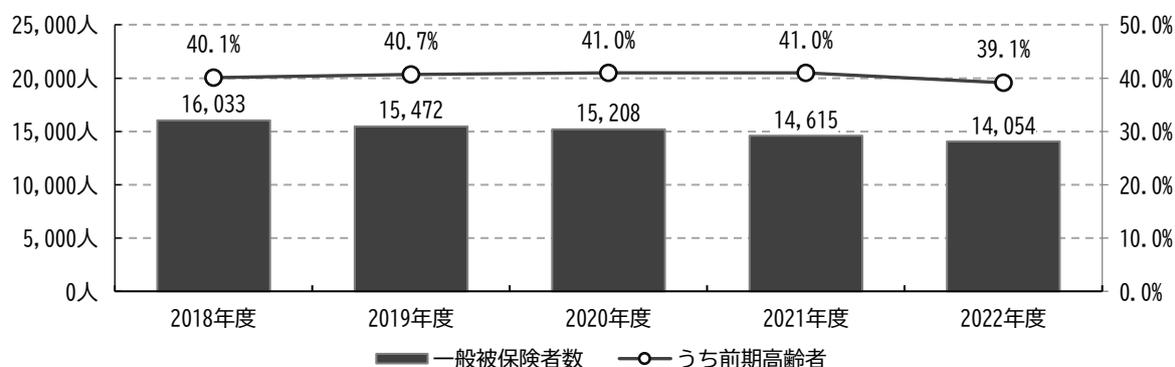
①国保被保険者の加入状況

本市の国保被保険者数は年々減少しています。全体被保険者数は、令和4(2022)年度が14,054人となっており、平成30(2018)年度の16,033人と比べると約2,000人減少していることがわかります。本市の総世帯数に占める国保加入割合は、平成30(2018)年度が29.8%、令和4(2022)年度が26.3%となっており、国保加入割合は年々減少しています。

また、国保一般被保険者に占める前期高齢者の割合はほぼ変化はありません。

国保被保険者の加入状況

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
	世帯・数	世帯・数	世帯・数	世帯・数	世帯・数
世帯数	10,362	10,158	10,064	9,798	9,559
伸び率	△2.5%	△2.0%	△0.9%	△2.6%	△2.4%
全体被保険者数	16,033	15,472	15,208	14,615	14,054
伸び率	△4.9%	△3.5%	△1.7%	△3.9%	△3.8%
一般被保険者数	16,032	15,472	15,208	14,615	14,054
伸び率	△4.6%	△3.5%	△1.7%	△3.9%	△3.8%
うち前期高齢者	6,431	6,295	6,230	5,991	5,499
伸び率	△4.0%	△2.1%	△1.0%	△3.8%	△8.2%
退職被保険者等数	1	0	0	0	0
伸び率	△98.5%	△100.0%	—	—	—
志木市世帯数	34,818	35,205	35,631	35,843	36,280
国保加入割合	29.8%	28.9%	28.2%	27.3%	26.3%
志木市人口	76,365	76,445	76,601	76,374	76,463
国保加入割合	21.0%	20.2%	19.9%	19.1%	18.4%

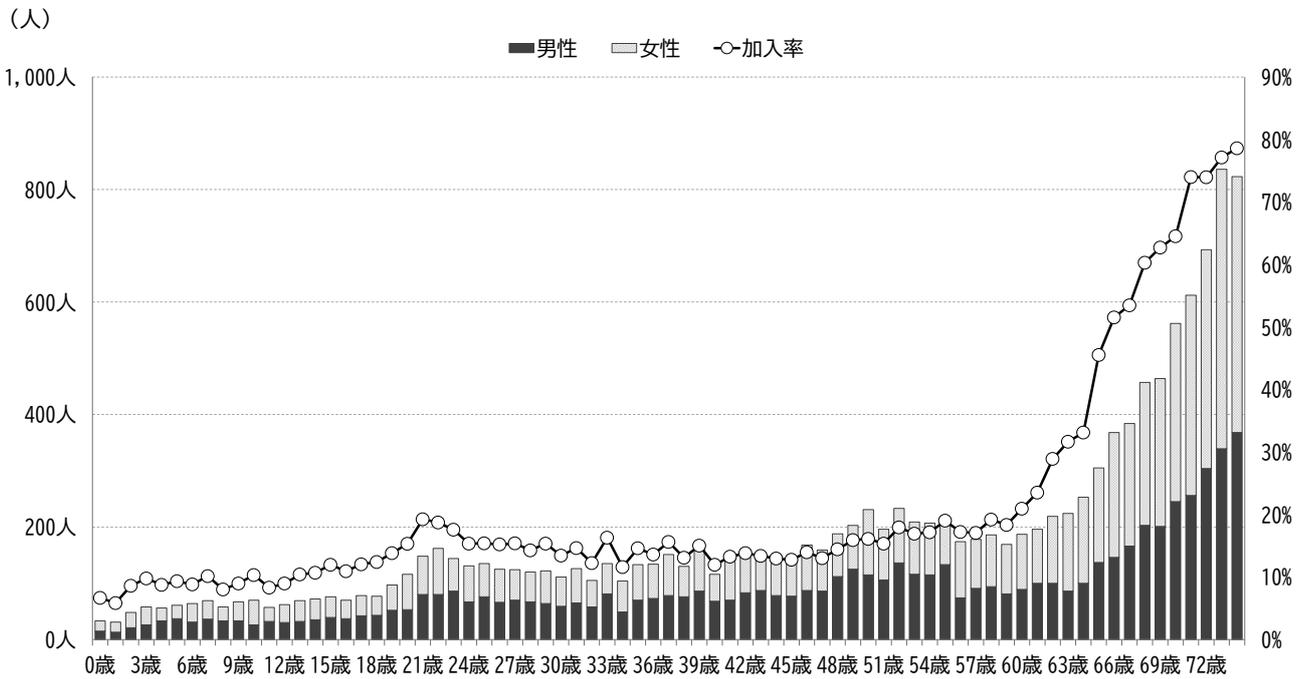


国保被保険者の一般被保険者数とそのうちの前期高齢者の人数

【出典】志木市保険年金課

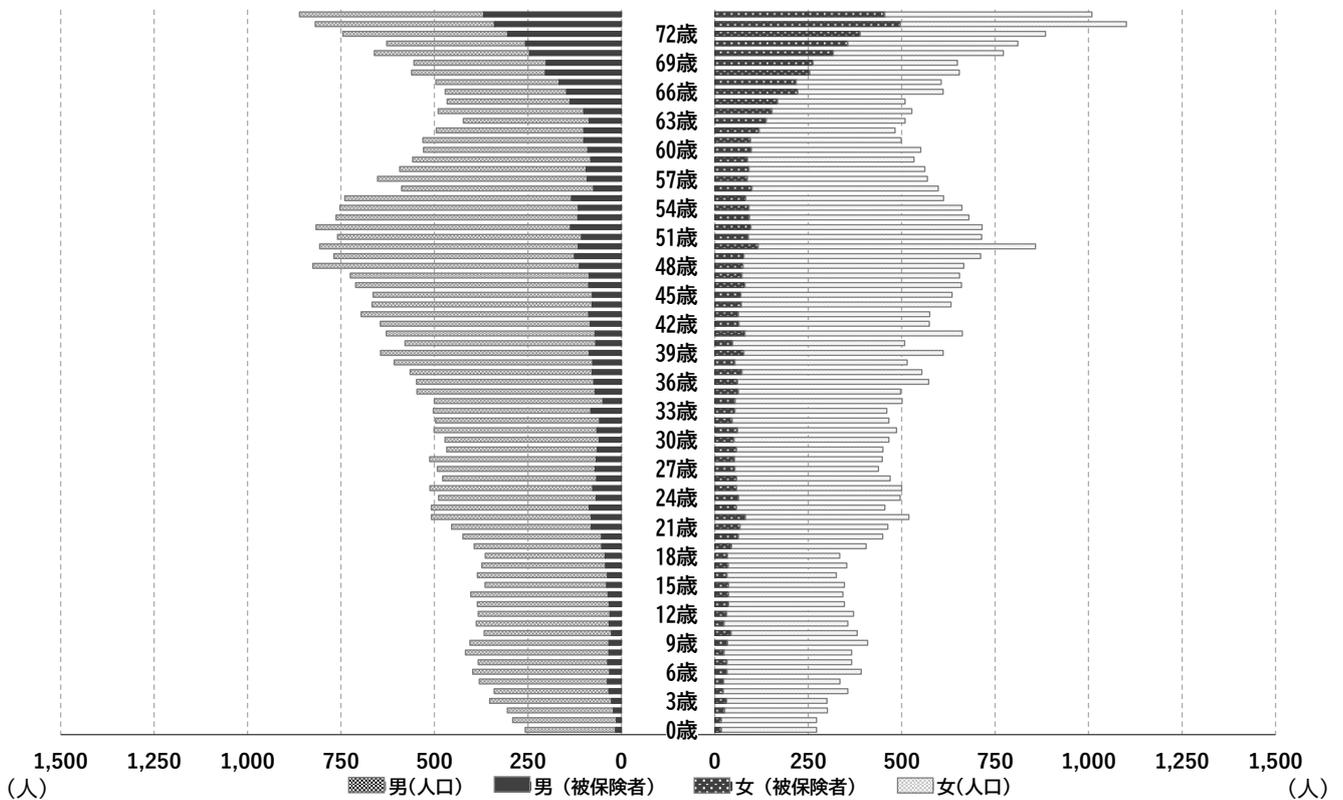
②国保被保険者の男女別・年齢階層別構成

国保被保険者数は、60歳以降増加し、加入率は、63歳で約3割、66歳以上では5割を超えています。男女別にみると、56歳以上では女性の加入率が男性を上回っています。



男女別・年齢階層別被保険者の構成と加入率（令和4年度末）

【出典】KDBシステム「地域の全体像の把握」被保険者構成



男女別・年齢階層別被保険者の人口構成（令和4年度末）

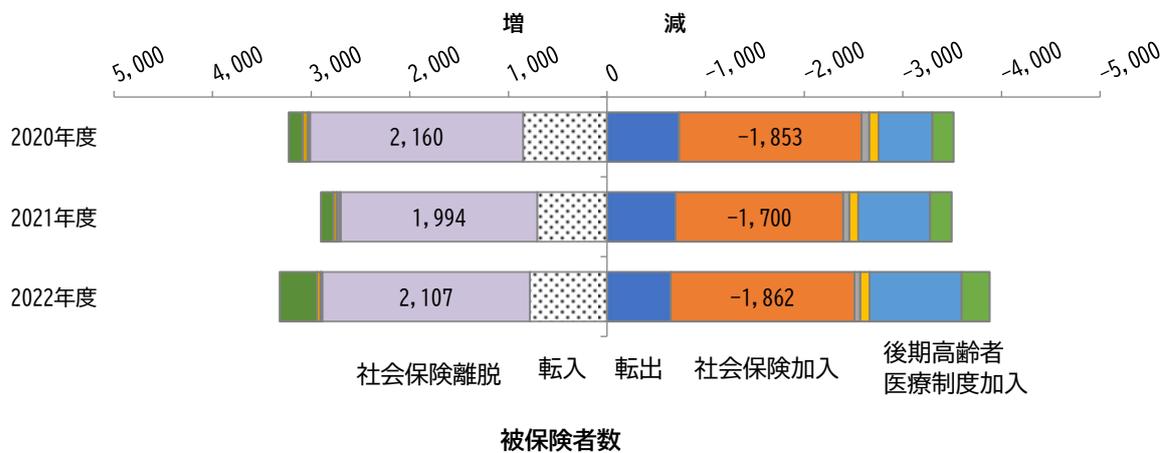
【出典】KDBシステム「地域の全体像の把握」人口構成

③異動状況

社会保険離脱により国保に加入した被保険者数と社会保険加入により国保を喪失した被保険者数を比較（社会保険離脱－社会保険加入）すると、令和2（2020）年度が307人、令和3（2021）年度が294人、令和4（2022）年度が245人と減少しています。

異動状況（事由別増減）

（資格取得）	転入	社会保険 離脱	生活保護 廃止	出生	後期高齢者 医療制度離脱	その他増	合計
2020年度	851	2,160	25	51	0	141	3,228
2021年度	708	1,994	41	33	1	125	2,902
2022年度	783	2,107	16	37	0	376	3,319
（資格喪失）	転出	社会保険 加入	生活保護 開始	死亡	後期高齢者 医療制度加入	その他減	合計
2020年度	730	1,853	76	96	543	217	3,515
2021年度	696	1,700	63	91	726	218	3,494
2022年度	646	1,862	60	94	933	284	3,879



【出典】志木市保険年金課

2 志木市の特性

(1) 国保被保険者の状況

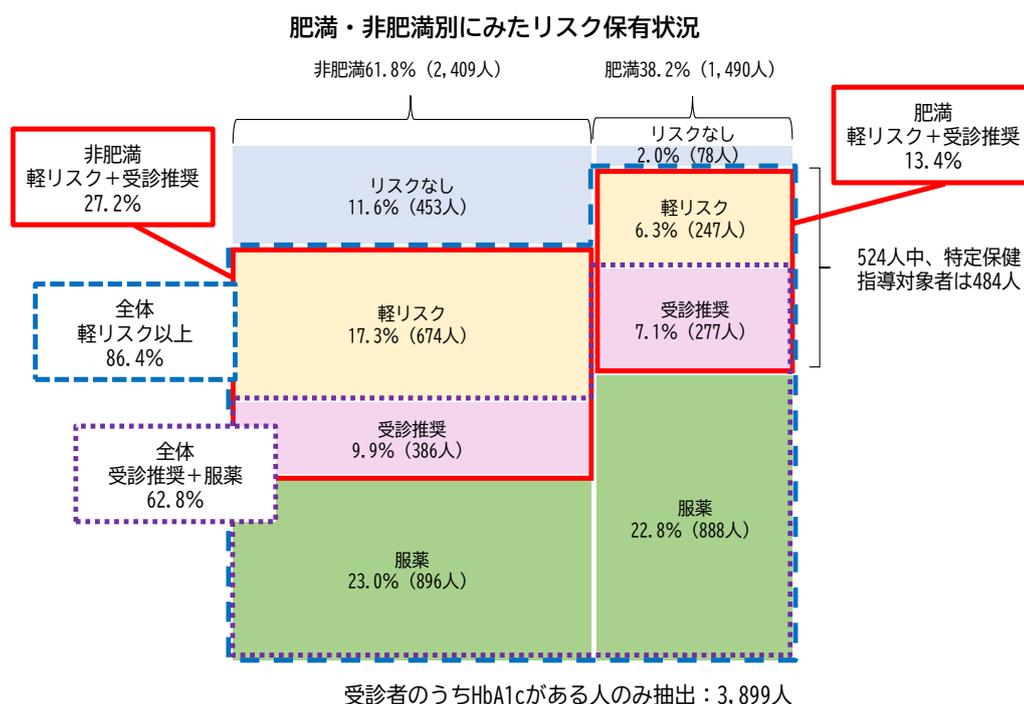
本市は、人口及び全世帯数がともに増加傾向にあり、今後も人口増加が予測されている一方、国保被保険者は年々減少しており、減少率は、人口及び全世帯数の増加率を上回っています。また、県平均と比較すると、令和4(2022)年度の高齢化率は、男性 21.9% (県 24.2%)、女性は 27.5% (県 29.3%) と男女ともに低くなっていますが、国保被保険者に占める前期高齢者の割合は、令和4(2022)年度で 39.1% となっており、今後はその割合が増加していくと考えられます。

医療制度としては、後期高齢者医療制度への移行者が増加しており、また、令和元(2019)年度に後期高齢者数が前期高齢者数を上回ったことから、今後も重症化予防と健康づくりが重要です。

(2) 特定健康診査の結果から見た特徴

特定健康診査の結果より、血圧・血糖・脂質のいずれかのリスクを保有する「軽リスク」及び「受診勧奨」の人と、血圧・血糖・脂質のいずれかの薬を服用している「服薬」の人の割合は、86.4%となっています。「軽リスク」と「受診勧奨」の人の割合は5年前と比較すると減少しているものの、依然として大きな割合を占めています。

肥満・非肥満別にリスクの保有状況をみると、非肥満の「軽リスク」と「受診勧奨」の人の割合は、肥満の「軽リスク」と「受診勧奨」の割合よりも大きくなっています。非肥満により特定保健指導対象外となる人が27.2%もいることから、非肥満の人に対する生活習慣改善指導を行っていくことが重要です。



【出典】法定報告 TKAC003(2021年)

※リスクの捉え方が、特定保健指導対象者抽出方法と異なるため、軽リスク及び受診勧奨の和は、特定保健指導対象者数（法定報告値）とは一致しません。

※令和3年度の特定健康診査の受診結果データを用いて、以下の通りリスク保有状況を集計しました。

[肥満]：腹囲が基準（男性 85 cm、女性 90 cm）以上、またはBMIが25以上

[軽リスク]：服薬・受診勧奨に該当せず、以下の血圧・血糖・脂質のいずれかのリスクを有する人
 (血圧) 収縮期血圧：130 mm Hg 以上、または拡張期血圧：85 mm Hg 以上
 (血糖) HbA1c：5.6%以上

(脂質) 中性脂肪：150 mg/dl 以上または、HDLコレステロール：40 mg/dl 未満

[受診勧奨]：服薬に該当せず、以下の血圧・血糖・脂質のいずれかのリスクを有する人
 (血圧) 収縮期血圧：140 mm Hg 以上、または拡張期血圧：90 mm Hg 以上
 (血糖) HbA1c：6.5%以上

(脂質) 中性脂肪：300 mg/dl 以上、またはHDLコレステロール：35 mg/dl 未満

[服薬]：問診にて血圧・血糖・脂質項目で服薬ありと回答した人

3 第2期志木市データヘルス計画及び第3期志木市特定健康診査等実施計画の評価

(1) 目標の全体像と達成状況

第2期志木市データヘルス計画では、国保被保険者の健康増進（健康寿命の延伸）及び医療費の適正化を実現するため、「1 生活習慣・健康状態の把握」「2 生活習慣の改善」「3 介護予防の推進」「4 こころの健康」の4つの柱に基づいて目標項目を設定し事業を実施してきました。第2期志木市データヘルス計画の策定時である平成30(2018)年度、中間時である令和2(2020)年度、計画期間終了時である令和5(2023)年度の時点で得られる各年度の直近値を整理し、達成状況を把握します。

なお、第3期志木市特定健康診査等実施計画の目標は、「特定健診受診率」「特定保健指導実施率」「特定保健指導対象者の減少率（平成20(2008)年度比）」となっており、第2期志木市データヘルス計画の目標と一部重複しています。

柱	目標項目	指標	策定時 (H29)	中間時 (R2)	終了時 (R5)	目標値
1 生活習慣・健康状態の把握						
	被保険者を支える体制に向けた 庁内連携	データヘルス作業部会の実施	—	実施	実施	—
	特定健診受診率向上対策	特定健診受診率	38.6%	41.4%	40.7%	60%
	がん検診受診率向上対策	がん検診受診率				50%
		・胃がん	3.3%	9.2%	5.8%	
		・肺がん	7.5%	7.6%	4.9%	
		・大腸がん	9.1%	9.3%	7.4%	
		・子宮頸がん	15.0%	10.8%	8.9%	
		・乳がん	20.2%	19.3%	14.9%	
	がん検診受診率向上対策	精密検査受診率				90%
		・胃がん	45.5%	82.6%	95.3%	
		・肺がん	70.5%	81.8%	94.5%	
		・大腸がん	65.9%	63.2%	81.5%	
		・子宮頸がん	82.1%	95.2%	92.3%	
		・乳がん	85.3%	80.8%	91.4%	
2 生活習慣の改善						
	生活習慣病予防対策	特定保健指導実施率	14.9%	13.9%	15.8%	60%
	重症化予防対策	重症化予防指導実施率	20.4%	21.2%	4.8%	30%
	医療費の削減・適正化対策	重複・頻回受診者、 重複・多剤投与者訪問実施率	—	91.7%	76.9%	80%
3 介護予防の推進						
	フレイル・介護予防対策	高齢者の主観的幸福感	—	7.31点	7.24点	8点/10点
4 こころの健康						
	こころの健康づくり対策	自殺死亡率（人口10万人対）	—	11.8	19.6	13.5以下
特定健康診査等実施計画						
		特定保健指導対象者の減少率 (2008年度比)	▲12.5%	▲13.5%	▲12.6%	▲25%以上

(2) 第2期志木市データヘルス計画における個別保健事業の評価のまとめ

①生活習慣・健康状態の把握

※第3期計画においても継続する事業は()内に本計画書における掲載ページを記載

実施事業	
事業名	事業内容
1) データヘルス計画作業部会の実施	保健・衛生・国保部門及び介護・福祉部門と連携することで、実態に即した事業計画、事業改善を行い、医療保険制度の切れ目とならないよう制度間の連携を意識した保健事業を展開する。
2) 受診勧奨事業（特定健診） (P.108 事業 No. 4 参照)	志木市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診の受診勧奨を未受診者に対して行う。また、受診者に健診の習慣をつけてもらうためにも継続受診の勧奨を行い、特定健診実施率の向上、並びに国保被保険者の健康増進を図ることを目的とする。さらに、市内の事業所において実施する健康診査の健診結果を提供してもらうことで受診率の向上を図る。
3) 連続受診向上事業 (P.108 事業 No. 5 参照)	特定健診結果（3年連続検査値）をグラフ化した健診結果を示すことで、受診者の生活改善および連続受診の意識啓発を図る。
4) 国保セット健診 (P.109 事業 No. 6 参照)	特定健診受診率の向上、並びに国保被保険者の健康増進を図ることを目的とし、集団検診を実施する中で、特定健康診査とがん検診をセットにして、自己負担額を軽減する。
5) 受診勧奨事業（がん検診） (P.110 事業 No. 7 参照)	各種がん検診の受診勧奨を未受診者に対して行う。また、受診者に健診の習慣をつけてもらうためにも継続受診の勧奨を行い、がん検診受診率の向上、並びに市民の健康増進を図ることを目的とする。

取組の実績と成果のまとめ

- 対象者をセグメント別にして受診勧奨を行った結果、不定期受診者の受診率が伸びており、国や県よりも高い受診率である。
- 地区や年齢によって受診率に差があり、受診率は目標値に達していない。

取組の課題

- 不定期受診者と健診未受診者の掘り起こし及び継続受診の定着が必要である。
- 地区や世代に応じて、受診しやすい環境を整える必要がある。

今後の取組の方向性

- 受診しやすい環境を整えるとともに、対象者の特性に応じた受診勧奨を行う。
- 受診者を定着させるため、若い世代へのアプローチを行う。

②生活習慣の改善

※第3期計画においても継続する事業は()内に本計画書における掲載ページを記載

実施事業	
事業名	事業内容
1) 特定保健指導 (P.111 事業 No. 9 参照)	内臓型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための指導を行うことで、生活習慣病予備軍を減少させる。
2) おいしく減塩！ 「減らソルト」プロジェクト事業 (P.115 事業 No.16 参照)	市民の健康寿命の延伸を目的に、新たに「減塩」をキーワードとした健康づくり事業を全庁的に実施する。産官民学の連携を図り、効果的且つ継続的に事業を展開する。
3) 健康寿命のばしマッスル プロジェクト事業 (P.111 事業 No.10 参照)	参加者に活動量計を無償で貸与し、健康に役立つことをした際にポイントが獲得でき、貯まったポイントを地域で使えるお買い物券に交換できる事業。
4) 健康貯筋スタートプログラム (P.106 事業 No. 1 参照)	20歳代から50歳代までの働く世代を対象に、公園等の屋外フィールドを活用したアウトドアヨガを実施し、青年期・壮年期からの健康意識を高めるとともに、体力向上やストレスの緩和など、運動する習慣をつけることにより、生活習慣改善につなげる事業。
5) 健康講座 (P.107 事業 No. 2 参照)	幅広い世代の市民や団体を対象に、生活習慣病の予防を目的とした運動や健康講話を実施する。
6) 食育の推進 (P.114 事業 No.15 参照)	食育を推進することで、基礎的生活習慣の確立や維持を目的に「みんなの食生活講座」や「おいしく減塩！『減らソルト』教室」を実施する。
7) 生活習慣病予防相談 (P.112 事業 No.11 参照)	自分の生活習慣を見直したい人や健診結果などから身体や食事・栄養面で指導が必要になった人を対象に、保健師・管理栄養士が具体的な相談に応じる。
8) 糖尿病性腎症重症化予防対策事業 (P.114 事業 No.14 参照)	糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・治療中断者を治療に結びつけるとともに、治療中のうち、重症化するリスクの高い人に対して保健指導を行い、人工透析への移行を防止する。
9) 運動教室 (非肥満国保リスク保有者) (P.112 事業 No.12 参照)	国民健康保険被保険者の中で、生活習慣病になるリスクの高い人に運動・食事指導の個別プログラムを行い、生活を改善することで生活習慣病の発症および重症化を予防する。
10) 節酒支援プログラム (P.113 事業 No.13 参照)	多量飲酒による体の健康と精神疾患との関係等、アルコール関連問題について普及啓発をする。
11) 重複・頻回受診者、 重複・多剤投与者訪問指導 (P.116 事業 No.18 参照)	保健師等が被保険者宅を訪問し、療養上の日常生活指導及び受診に関する指導を行うことにより、適正な受診行動を促す。専門的見地から指導等を行うことで、適正な受診行動へつながることを目指す。
12) 受動喫煙・COPD (慢性閉塞性肺疾患)普及啓発事業	長年にわたる喫煙はCOPDを引き起こす原因の一つとなるため、COPDの実態把握を行うとともに、COPDの普及啓発を実施し、COPDの理解と予防を推進する。
13) ジェネリック医薬品の普及啓発 (P.116 事業 No.17 参照)	先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品を普及させ、患者負担軽減や医療保険財政の改善を図る。

取組の実績と成果のまとめ

- 集団健(検)診において初回面談を分割して実施したことで、特定保健指導の実施率はやや上昇している。
- 減塩の啓発事業の実施により、収縮期血圧の有所見者割合が減少した。

取組の課題

- 特定保健指導実施率が目標値に達していない。
- 「減塩」の啓発に取り組んできたが、拡張期血圧の有所見者割合が埼玉県及び全国と比較し高い状況が続いている。

今後の取組の方向性

- 特定保健指導の利用者を増やし、生活習慣病予備軍への保健指導を行う。
- 高血圧予防のため、減塩の取組を継続して行う。

③介護予防の推進

※第3期計画においても継続する事業は()内に本計画書における掲載ページを記載

実施事業	
事業名	事業内容
1) 介護予防普及啓発事業 (P.117 事業 No.19 参照)	要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減・悪化予防を目的として、介護予防活動の普及啓発を行う。
2) 短期集中予防サービスC型 (通所・訪問) (P.117 事業 No.20 参照)	短期集中的に専門職（理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等）が指導や支援を行うことにより、身体機能や生活機能の改善を目指す。
3) いろは百歳体操活動支援 (P.118 事業 No.21 参照)	住民運営の通いの場を充実させ、個人の身体機能の維持・向上だけでなく、生きがいづくりや参加者同士のつながりを通じて、地域づくりに発展するよう側面的支援を行う。

取組の実績と成果のまとめ

- 介護予防教室における身体機能の改善状況は、個別性の高い教室は5割以上に対し集団教室では5割未満と低かった。教室の参加率は、適切な勧奨により新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期以外は定員の9割と高く、介護予防活動の普及啓発につながった。
- 短期集中予防サービスC型（通所・訪問）について、口腔と栄養の訪問の利用者数は少なかったが、利用者の身体機能・生活機能改善は参加者の7割以上が達成し高い達成状況となった。
- いろは百歳体操について、通いの場が住民主体で活性化し始めた矢先に、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、中止した場所が多かった。新型コロナウイルス感染症の影響により身体機能維持・向上は評価不能であり、一時は参加者同士のつながりは希薄化した。サポーター同士の情報交換会や体力測定などを通し、8割（17か所/21か所）の通いの場が再開となり、再び住民主体での通いの場が活性化し始めた。

取組の課題

- 介護予防教室については、教室終了後も個別の状況に応じ継続して身体機能の改善を図れる運動等の習慣を身につけてもらう必要がある。
- 短期集中予防サービスC型（通所・訪問）について、専門職（理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等）が対象者に指導できる機会が増えるよう、利用者を増やすための普及啓発が必要である。
- いろは百歳体操について、8%の高齢者（約1,440人）が参加できる通いの場を整備するため、既存の通いの場のサポーターや参加者への継続支援を行うとともに、新規立ち上げを行う必要がある。

今後の取組の方向性

- 各種介護予防事業について、連動性を持たせた事業運営を継続するとともに、個人の身体機能の維持・改善を含め、フレイル予防につながる生活習慣を身につけるための意識づけや、主体的に参加できる通いの場等の周知と参加勧奨を行い、要介護状態になることの予防と要介護状態の軽減・悪化を防ぐ。
- 短期集中予防サービスC型（通所・訪問）について、既存の事業を利用した周知や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の対象者への個別通知などにより、利用者を増やすための普及啓発を行い、身体機能や生活機能の改善を図る。
- 身体機能の測定機会を増やし、通いの場の成果を見える化するとともに、継続支援及びフレイル予防の取組を行うことにより、個人の身体機能の維持・向上や高齢者の生きがいづくり、参加者同士のつながりを図る。また、サポーターの養成や新規立ち上げ支援を行い、通いの場を増やし地域づくり支援を行う。

④こころの健康づくり対策

※第3期計画においても継続する事業は()内に本計画書における掲載ページを記載

実施事業	
事業名	事業内容
1) こころの相談 (P.120 事業 No.23 参照)	こころの健康に関する相談に、医師・心理士が対応し、必要な保健指導や助言を行うことで、こころの健康増進を図る。
2) ソーシャルクラブ (P.120 事業 No.24 参照)	地域で生活する精神障がい者の生活圏の拡大や生活体験を通して、社会復帰及び仲間づくりを支援する。
3) 就労支援 (P.121 事業 No.25 参照)	就労や社会参加を求める利用者に対し、就労に必要な訓練または福祉サービスを提供するとともに、社会参加の促進を図る。
4) こころの健康づくり啓発事業 (P.121 事業 No.26 参照)	若い世代を中心とした、幅広い世代に、自分自身や身近な人のこころの不調の早期発見の必要性を伝え、こころの健康の保持や自殺予防を図る。

取組の実績と成果のまとめ

- 保健師が相談を受け、相談内容に応じてこころの相談やソーシャルクラブ等を紹介した。
- こころの相談では、医師や心理士による具体的な指導や助言を行うことで、相談者の精神的負担の軽減が図られた。
- こころの健康づくり啓発事業では、市ホームページや広報紙、SNS、チラシを活用し相談窓口の周知を行った。また、民間企業や朝霞保健所と連携した自殺予防啓発キャンペーンを実施した。

取組の課題

- 若年者から高齢者までさまざまな年代に応じた相談手段を整備する必要がある。

今後の取組の方向性

- 前回計画策定時と比較し、15～19歳の「精神及び行動の障害」の医療費は、男女ともに上位になり、1件当たり医療費も高い傾向にある。相談支援体制の強化に向け、以下のことに取り組む。
 - 支援者の相談技術の向上を図る。
 - 市の相談先の周知に加え国や県が行っている事業（SNS相談等）の周知を引き続き行う。
 - オンライン相談窓口等を設置し、相談しやすい環境を整える。

(3) 第3期志木市特定健康診査等実施計画における個別保健事業の評価のまとめ

①特定健康診査受診率向上施策

取組	
取組名	取組内容
1) 連続受診の促進	未受診者に対する効果的な個別受診勧奨通知（過去の受診状況や年齢別、地区別の受診結果に応じた勧奨通知）を発送する。
2) 受診しやすい環境づくり	土日・夜間に実施できる医療機関の周知や、集団健(検)診の充実、国保セット健診など、がん検診とあわせて受診できる環境を整備する。
3) 事業所との連携	市内の事業所において、健康診断を行っている団体との連携強化を図る。
4) 対象年齢や地域の特性に応じた働きかけ	対象の年齢や地域の特性に応じた意識啓発を推進し、受診率向上につながるイベントを実施する。

取組の実績と成果のまとめ

- 受診歴等に応じた個別勧奨通知を実施し、不定期受診者の掘り起こしにつながった。
- 年代や地区によって受診率に差が見られた。

取組の課題

- 地区ごとに医療機関数や受診率に差が見られるため、特性に応じた受診勧奨や受診環境を整えていく必要がある。

今後の取組の方向性

- 不定期受診者の掘り起こしや継続受診者の定着化のため、対象者の特性に応じた受診勧奨を行う。
- 地域格差の是正に向け、地区の特性に応じた受診勧奨を行うとともに、受診しやすい環境を整える。

②特定保健指導実施率向上施策

取組	
取組名	取組内容
1) 実施機会の拡充	6か月間の指導実施期間を通年に延長する。面接会場を増やすとともに訪問型の保健指導も行うなど、保健指導が受けやすい環境を整える。夜間や休日の面接を設定し、若い世代の受診率向上を目指す。
2) 実施方法の工夫	対象者別の通知を作成し、応募を促します。

取組の実績と成果のまとめ

- 集団健(検)診で初回面談を分割して実施したことで、特定保健指導の実施率はやや上昇している。

取組の課題

- 特定保健指導実施率が目標値に達していない。
- 集団健(検)診に比べ、個別健診受診者の特定保健指導実施率が低い。

今後の取組の方向性

- 集団健(検)診における初回面接の分割実施やICTの活用など、引き続き利用しやすい環境を整備することにより、特定保健指導の利用者を増やし、生活習慣病予備群への指導を行う。
- 個別健診受診者へ特定保健指導の利用勧奨を行う。